

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

規則

- 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則 第1号 (法務文書課) 2

教育委員会規則

- 教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則 第2号 (総務課) 2

告示

- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定 第73号 (生活衛生課) 2
○漁船損害等補償法による付保義務の発生 第74号 (水産課) 3
○道路の区域の決定 第75号 (道路維持課) 3
○道路の区域の変更 第76号 (同) 3
○道路の区域の変更 第77号 (同) 3
○道路の供用の開始 第78号 (同) 3
○自動車専用道路の指定 第79号 (同) 4
○道路整備特別措置法による道路の区域の変更 第80号 (同) 4
○都市計画道路の変更 第81号 (都市計画課) 4
 (知多都市計画道路3・4・51号武豊港線)
○都市計画道路の変更 第82号 (同) 4
 (東三河都市計画道路3・3・28号姫街道線始め2件)
○都市計画公園事業の事業計画の変更認可 第83号 (公園緑地課) 4
 (尾張都市計画公園事業3・3・91号北西部地区公園)
○令和8年度における愛知県都市公園条例第5条第1項第3号口の愛・地球博記念公園の魔女の谷のみえる展望台の混雑が予想される日のうち知事が定める日 第84号 (同) 4
○指定納付受託者の指定 第85号 (航空空港課) 5

公告

- 地方独立行政法人愛知県美術館機構への義務の承継に係る異議に関する公告 (文化芸術課) 5
○土地改良区の役員の住所変更 (農地計画課) 5
 (飛島土地改良区)
○土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と決定 (同) 5
 (新城市土地改良区)
○令和8年度公共建設資材単価調査業務委託に関する一般競争入札の実施 (建設企画課) 5
○公共測量の実施 (用地課) 7
○都市計画下水道の関係図書の縦覧 (上下水道課) 8
○都市計画地区計画等の関係図書の縦覧 (都市計画課) 8
○都市計画生産緑地地区等の関係図書の縦覧 (同) 8
○開発行為の許可に基づく工事完了 (建築指導課) 10

雑 報

- 有料道路の利用料金の届出（有料道路南知多道路始め8路線）の一部改正（愛知県道路公社） 11
- 有料道路に関する工事の一部完了（同） 12

規 則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。
令和八年二月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第一号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則
知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十九年愛知県規則第六十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

教育委員会規則

教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

愛知県教育委員会教育長 川原 馨

愛知県教育委員会規則第二号

教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則
教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十五年愛知県教育委員会規則第二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

告 示

愛知県告示第73号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和8年4月1日から施行する。

なお、令和7年愛知県告示第79号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

12歳以上の者	6歳以上12歳未満の者	6歳未満の者
550円	200円	100円

備考 普通公衆浴場（温湯、潮湯又は温泉を使用して、男女各一浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。）以外の公衆浴場の公衆浴場入浴料金については、この統制額は適用しない。

愛知県告示第74号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、豊浜加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定し、令和8年2月28日から施行する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域		
		区間	敷地の幅員	延長
県道	半田南知多公園線	知多郡武豊町字梨子ノ木297番7地先から同9番91地先まで	m 4.5～14.8	km 0.189

愛知県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	新旧別	道路の区域		
			区間	敷地の幅員	延長
県道	豊田安城自転車道線	旧	安城市東栄町6丁目25番1地先から同浜屋町西新切50番10地先まで	m 6.8～12.5	km 0.176
		新	同	4.3～12.5	同

愛知県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和8年2月28日から施行する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	新旧別	道路の区域		
			区間	敷地の幅員	延長
県道	古場武豊線	旧	知多郡武豊町字下山ノ田36番2地先から同75番11地先まで	m 16.1～19.3	km 0.120
		新	同	16.1～30.4	同
	武豊大府自転車道線	旧	知多郡武豊町字下山ノ田82番3地先から同字梨子ノ木297番7地先まで	A 3.4～23.3 B 3.5～23.2	0.636 0.775
		新	同	B 3.0～19.4	0.775

備考 A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

愛知県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	半田南知多公園線	知多郡武豊町字梨子ノ木297番5地先から同字下山ノ田75番8地先まで	令和8年2月28日
		知多郡武豊町字梨子ノ木297番7地先から同9番91地先まで	
	古場武豊線	知多郡武豊町字下山ノ田36番2地先から同75番8地先まで	

武豊大府自転車道線	知多郡武豊町字下山ノ田64番43地先から同字梨子ノ木297番7地先まで
-----------	-------------------------------------

愛知県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、次のように自動車専用道路を指定する。
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	指定する期日
県道	半田南知多公園線	知多郡武豊町字梨子ノ木297番5地先から同字下山ノ田75番7地先まで	令和8年2月28日

愛知県告示第80号

愛知県道路公社は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第17条第1項第1号の規定に基づき、道路の区域を次のように変更した。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県道路公社及び愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
県道	半田南知多公園線	旧	知多郡武豊町字梨子ノ木297番5地先から同字下山ノ田75番8地先まで	16.0 ~ 252.8 m	1.391 km
		新	同	同	同

愛知県告示第81号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。
なお、関係図書は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

知多都市計画道路3・4・51号武豊港線

愛知県告示第82号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。
なお、関係図書は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

東三河都市計画道路3・3・28号姫街道線
東三河都市計画道路3・4・30号前田豊川線

愛知県告示第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
小牧市	尾張都市計画公園事業3・3・91号北西部地区公園	令和5年7月7日から令和11年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	小牧市役所

愛知県告示第84号

令和8年度における愛知県都市公園条例（昭和32年愛知県条例第22号）第5条第1項第3号口の愛・地球博記念公園の魔女の谷のみえる展望台の混雑が予想される日のうち知事が定める日を次のように定める。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

令和8年4月1日から同月3日までの日、同月6日及び同月7日

愛知県告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を令和8年1月15日次のように指定した。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

指 定 し た 者	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	歳入等を納付させる期間
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7番7号 S G スクエア7階	愛知県名古屋飛行場においてキャッシュレス決済機能を利用して納付する着陸料、時間外離陸料、停留料、その他滑走路等使用料、会議室使用料、ビジネス航空専用施設使用料、業務用施設使用料及び駐車場使用料（あいち航空ミュージアムの駐車場に係るものを除く。）	令和8年3月1日から 令和11年3月31日まで

公 告

令和8年4月1日に愛知県が設立を予定している地方独立行政法人愛知県美術館機構の成立の際、当該法人が行う業務に関し、現に愛知県が有する権利及び義務のうち知事が定めるものについては、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項の規定により当該法人が承継する。当該義務の承継について異議がある当該義務に係る債権者は、次のように異議を述べることができる。

なお、地方独立行政法人法第66条第2項の規定に基づき、当該法人の成立の日現在における当該法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類を愛知県県民文化局文化部文化芸術課に備え置いて当該義務に係る債権者の閲覧に供する。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

- 異議を述べることができる期間
令和8年2月27日（金）から令和8年3月27日（金）まで
- 受付時間
午前9時から午後5時30分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 異議の申出先
愛知県県民文化局文化部文化芸術課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、飛島土地改良区の役員が次のように住所を変更した旨の届出があった。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

理事 伊藤 和利 海部郡飛島村大宝一丁目174

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、新城市土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更を適当と決定したから、次のように変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

- 期間
令和8年3月2日から令和8年3月30日まで
- 場所
新城市役所

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達書は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

- 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
令和8年度公共建設資材単価調査業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書で示す仕様とします。
- (3) 契約期間
契約締結の翌日から令和9年3月26日（金）まで
- (4) 納入場所
愛知県建設局土木部建設企画課
- (5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出日から当該業務の落札決定の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていないこと。
- (3) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）の大分類「03. 役務の提供等」のうち中分類「07. 調査委託」に登録されている者であること。
- (4) 確認申請書の提出日から当該業務の落札決定の日までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。
- (6) 入札参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がある者でないこと。詳細は、入札説明書によります。
- (7) 建設業者との中立・公平性が確保されていること。詳細は、入札説明書によります。
- (8) 入札説明書で定める守秘義務の遵守に係る条件を満たすこと。
- (9) 国、地方公共団体又は特殊法人等発注の過去10年間（平成27年4月1日から確認申請書を提出する前日まで）に完了した同種業務について、1件以上の実績を有すること。詳細は、入札説明書によります。
- (10) 配置予定の管理技術者及び照査技術者は、入札説明書で定める資格を有する者であること。
- (11) 令和8年4月1日現在において、物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和8年4月～令和10年3月）の大分類「03. 役務の提供等」のうち中分類「07. 調査委託」に登録されている者であること。

3 入札説明書の交付方法等

- (1) 入札説明書の交付方法
令和8年2月27日（金）午前9時から令和8年3月6日（金）午後5時までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。
アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>
なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。
- (2) 入札期間
令和8年4月2日（木）午前9時から令和8年4月3日（金）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

- (3) 開札の日時及び場所
令和 8 年 4 月 6 日（月） 午前 10 時
愛知県建設局土木部建設企画課

- (4) 問合せ先
愛知県建設局土木部建設企画課土木技術グループ
名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2（郵便番号 460-8501）
電話（052）954-6507

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積金額の 100 分の 5 以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号。以下「財務規則」という。）第 152 条の 4 に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第 152 条の 3 の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

- (3) 入札の無効
財務規則第 152 条（入札の無効）の規定に該当する入札及び I C カードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

- (4) 契約書作成の要否
要

- (5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、確認申請書及び添付書類を令和 8 年 2 月 27 日（金）午前 9 時から令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 5 時までの間に、電子入札システムにより提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3 (1) のとおり。）。ただし、添付書類については、3 (4) の問合せ先まで持参することも可とします。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された確認申請書及び添付書類を審査した結果、入札参加資格があると認められた者に限り、落札の対象とします。

- (6) 落札者の決定方法

財務規則第 153 条第 1 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- (7) 調達条件

本調達は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とするものです。

- (8) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

- (1) Subject matter of the service to be required: Subcontract for research into unit pricing of materials for public construction work
- (2) Time limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification by electronic bidding system: Documentation must be submitted between 9:00 a.m., February 27, 2026, and 5:00 p.m., March 6, 2026
- (3) Time limit for the submission of tenders: Tenders must be submitted by electronic bidding system between 9:00 a.m., April 2, 2026, and 5:00 p.m., April 3, 2026
- (4) Contact point for tender documentation: Civil Engineering Group, Planning Division, Public Works Department, Bureau of Construction, Aichi Prefectural Government
3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan
Tel. 052-954-6507

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、岡崎市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 8 年 2 月 27 日

愛知県知事 大 村 秀 章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
岡崎市細川町及び豊田市琴平町	令和 8 年 2 月 23 日から 令和 8 年 6 月 26 日まで	公共測量（3 級基準点測量及び 3 級水準測量）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 都市計画決定権者の名称
小牧市
- 2 都市計画の種類及び名称
尾張都市計画下水道小牧公共下水道
- 3 縦覧場所
愛知県建設局上下水道課指導管理室及び小牧市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 (1) 都市計画決定権者の名称
豊明市
- (2) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画健康医療福祉拠点地区計画
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び豊明市役所
- 2 (1) 都市計画決定権者の名称
半田市
- (2) 都市計画の種類及び名称
知多都市計画石塚地区計画
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び半田市役所
- 3 (1) 都市計画決定権者の名称
刈谷市
- (2) 都市計画の種類及び名称
西三河都市計画依佐美工業団地（2期）地区計画
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び刈谷市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 (1) 都市計画決定権者の名称
名古屋市
- (2) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び名古屋市役所
- 2 (1) 都市計画決定権者の名称
津島市
- (2) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び津島市役所
- 3 (1) 都市計画決定権者の名称
尾張旭市
- (2) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画道路8・6・527号三郷歩行者道
名古屋都市計画道路8・6・528号三郷駅自由通路

- 名古屋都市計画交通広場第4号三郷駅北口交通広場
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び尾張旭市役所
- 4(1) 都市計画決定権者の名称
豊明市
- (2) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画間米南部地区計画
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び豊明市役所
- 5(1) 都市計画決定権者の名称
北名古屋市
- (2) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び北名古屋市役所
- 6(1) 都市計画決定権者の名称
あま市
- (2) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及びあま市役所
- 7(1) 都市計画決定権者の名称
一宮市
- (2) 都市計画の種類及び名称
尾張都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び一宮市役所
- 8(1) 都市計画決定権者の名称
春日井市
- (2) 都市計画の種類及び名称
尾張都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び春日井市役所
- 9(1) 都市計画決定権者の名称
犬山市
- (2) 都市計画の種類及び名称
尾張都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び犬山市役所
- 10(1) 都市計画決定権者の名称
江南市
- (2) 都市計画の種類及び名称
尾張都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び江南市役所
- 11(1) 都市計画決定権者の名称
小牧市
- (2) 都市計画の種類及び名称
尾張都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び小牧市役所
- 12(1) 都市計画決定権者の名称
稲沢市
- (2) 都市計画の種類及び名称
尾張都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び稲沢市役所
- 13(1) 都市計画決定権者の名称

- 岩倉市
- (2) 都市計画の種類及び名称
尾張都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び岩倉市役所
- 14(1) 都市計画決定権者の名称
東海市
- (2) 都市計画の種類及び名称
知多都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び東海市役所
- 15(1) 都市計画決定権者の名称
岡崎市
- (2) 都市計画の種類及び名称
西三河都市計画生産緑地地区
西三河都市計画交通広場第4号本宿駅交通広場
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び岡崎市役所
- 16(1) 都市計画決定権者の名称
碧南市
- (2) 都市計画の種類及び名称
西三河都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び碧南市役所
- 17(1) 都市計画決定権者の名称
刈谷市
- (2) 都市計画の種類及び名称
西三河都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び刈谷市役所
- 18(1) 都市計画決定権者の名称
安城市
- (2) 都市計画の種類及び名称
西三河都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び安城市役所
- 19(1) 都市計画決定権者の名称
西尾市
- (2) 都市計画の種類及び名称
西三河都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び西尾市役所
- 20(1) 都市計画決定権者の名称
高浜市
- (2) 都市計画の種類及び名称
西三河都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び高浜市役所

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和8年2月27日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
6 知建 59-49	令和 7.1.22	森田 諭	常滑市かじま台一丁目243	知多郡武豊町字青木ヶ丘二丁目46
7 尾建 96-102	7.10.14	堀場 孝子	北名古屋市片場541	北名古屋市片場大石12-1

報 雑

愛知県道路公社公告第5-97号

平成28年愛知県道路公社公告第5-84号（有料道路の利用料金の届出（有料道路南知多道路始め8路線）の一部を次のように改正し、令和8年2月28日から施行する。

令和8年2月27日

愛知県道路公社理事長 上田敏隆

1 利用料金の額(1)を次のように改める。

(1) 有料道路南知多道路

普通車

(通行1回当たり 単位：円)

半田	46.75	95.24	190.48	285.71	380.95
	武豊北	48.49	143.73	238.96	334.20
		武豊	95.24	190.48	285.71
			美浜	95.24	190.48
				南知多	95.24
					豊丘

中型車

(通行1回当たり 単位：円)

半田	70.13	142.86	238.10	333.33	476.19
	武豊北	72.73	167.97	263.20	406.06
		武豊	95.24	190.48	333.33
			美浜	95.24	238.10
				南知多	142.86
					豊丘

大型車

(通行1回当たり 単位：円)

半田	93.51	190.48	333.33	476.19	619.05
	武豊北	96.97	239.83	382.68	525.54
		武豊	142.86	285.71	428.57
			美浜	142.86	285.71
				南知多	142.86
					豊丘

特大車

(通行1回当たり 単位：円)

半田	140.26	285.71	571.43	761.90	1,047.62
	武豊北	145.45	431.17	621.64	907.36
		武豊	285.71	476.19	761.90
			美浜	238.10	476.19
				南知多	285.71
					豊丘

軽自動車等

(通行1回当たり 単位：円)

半田	46.75	95.24	142.86	238.10	285.71
	武豊北	48.49	119.48	191.35	262.34
		武豊	95.24	142.86	238.10

美浜	95.24	142.86
	南知多	95.24
		豊丘

愛知県道路公社公告第9-44号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第22条第2項の規定に基づき、有料道路に関する工事の一部（阿久比パーキングエリア（上り）、武豊北インターチェンジ及び橋梁床版防水工事）の完了を次のように公告する。

令和8年2月27日

愛知県道路公社理事長 上 田 敏 隆

路 線 名	工 事 の 一 部 完 了 区 間	工事の種類	工事完了の日
県道名古屋半田線（有料道路知多半島道路）	知多郡阿久比町大字卯坂字梅ヶ丘から知多郡阿久比町大字阿久比字桜まで	新設	令和8年2月28日
県道半田南知多公園線（有料道路南知多道路）	知多郡武豊町字梨子ノ木から知多郡武豊町字下山ノ田まで	新設	令和8年2月28日
県道名古屋半田線（有料道路知多半島道路）	名古屋市緑区大高町から半田市彦洲町二丁目まで	改築	令和8年2月28日
県道半田南知多公園線（有料道路南知多道路）	半田市彦洲町二丁目から知多郡美浜町大字豊丘まで	改築	令和8年2月28日